

通 知
平成 21 年 7 月 1 日

津山市水道局入札参加資格登録業者（業務委託関連） 各位

津山市水道事業管理者 坂本 隅夫

平成 21 年 7 月からの業務委託に関する入札・契約の取扱いについて（通知）

平成 21 年 7 月からの平成 21 年度入札参加資格結果の適用に合わせて、業務委託について下記のとおり改定するので、変更点に充分注意し、以後の入札・契約に臨まれない。

記

1 改定事項

電子入札の導入

測量業務委託及び建築設計業務委託の入札案件に限り、電子入札を導入する。

電子入札導入後は、電子入札以外での応札は認めないので、電子入札の利用手続きが出来ていない場合は、早急に電子入札への対応を検討し、必要な機器や登録手続きについて準備されたい。

なお、測量業務委託及び建築設計業務委託を除く業務委託（物品製造業務委託、漏水調査業務委託、検針等業務委託、計画策定業務委託等）については、従前のとおり電子入札以外の方法で入札を実施するものとする。

電子入札の導入に関する情報は、津山市水道局ホームページの「電子入札」のページ又は、おかやま電子入札共同利用システムのホームページをご覧ください。

《 参考 》

- ・津山市水道局ホームページの電子入札のページ

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index.cfm/9,19647,72,214,html>

- ・おかやま電子入札共同利用システムのホームページ

<http://www.ebid-okayama.jp>

業務委託における最低制限価格制度の導入

1千万円（税抜予定価格）未満の業務委託について、最低制限価格制度を導入する。

最低制限価格の率は、75.1%～80.0%の範囲で、0.1%単位の50通りとする。

業務委託における低入札調査価格制度の改定

従来、全ての入札案件について低入札調査価格制度の対象としていたが、1千万円（税抜予定価格）以上の業務委託に限り、低入札調査価格制度の対象とする。

低入札調査価格は、予定価格の75%（千円未満切り上げ）未満とし、落札を保留し、調査する。調査基準も合わせて変更する。

詳細は、津山市ホームページ（契約監理室のページ）に『委託に関する低入札調査価格制度の取扱い要領』を掲載しているので、参照のこと。（津山市水道局準用）

2 改定期日

平成21年7月1日以降に執行する入札について適用する。

3 登録業者へのお知らせ等の通知方法について

入札指名通知等の個別の業者に宛てた通知を除き、入札・契約に関する取扱いや制度の変更等の業者全般に向けた通知（情報の発信）については、原則として津山市水道局ホームページで行うので、平素から情報の確認に努められたい。

なお、電子入札適用後の入札指名通知については、電子メールを用いた通知方法等を検討中であるので、詳細な内容が決定し次第、津山市水道局ホームページで公表する。

《問い合わせ先》

津山市水道局 業務課 庶務係

（担当：津高、松田）

TEL 0868-32-2104(内線 3523)

FAX 0868-22-9294